

午前9時32分開会

○民谷会長 それじゃ、第6回になりますか……

○依田次長 はい。

○民谷会長 政務活動費交付額等審査会を始めたいと思います。もう、この会も、朝早くからやることになってしましまして、恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

それじゃ、この審査会の次第に従って進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議題でございますけれども、最初、論点整理ということでございますので、現時点での論点を整理しましたので、事務局から口頭でご説明いただくと。そして、その後に、意見交換してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○依田次長 はい。それでは、会長、すみません。よろしく願いします。

論点整理に入る前に、前回、会長のほうからご質問があった件について、簡単に、ご回答みたいな形でさせていただいて、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。どうぞ。

○依田次長 前回の議題にかかわる情報提供を若干させていただきたいと思います。前回の審査会では、今後、政務活動費の見直しについて議論いただく参考とするため、他の自治体の政務活動費の現状や相違点並びに当議会の置かれた現状について概略ご説明し、ご意見や質疑にお答えするといった進め方をさせていただきました。その中で、会長から、さいたま市議会、大阪市会の交付額のうち、会派に交付する金額が二通りの月額単価があるのはなぜかというご質問がございました。

調査しましたところ、大阪市会の例でございますが、政務活動費の交付の対象は、会派及び議員と規定され、具体的には、会派が会派のみでの交付を選択した場合、一番大きな単価の、大阪市会の場合は57万円でございますが、所属議員数を掛けたものを会派へ月々交付するとしてございます。また、会派が、会派及び議員への交付を選択した場合は、会派に9万5,000円に所属議員数を掛けたものに加え、交付対象議員一人当たり47万5,000円を会派及び会派に所属する議員へ交付するとしてございます。したがって、会派への支給総額と会派及びその会派に所属する議員への支給額は、所属議員数が同じ場合は同額となります。一方で、政務活動費全体を会派で使うのか、一部を会派で使うのか、使い方や支給先の対象に相違点があるということになります。次に、いずれの会派にも属さない議員に対して、その議員に47万5,000円を交付することとしてございます。このことから、会派としての活動には、会派への支給額57万と議員への支給額47万5,000円の差額9万5,000円が上積みされているということになっている模様で、会派の活動と議員個人の政務活動費交付額に差を設けている状況となっております。この方式は、さいたま市などでも同様でございます。

なお、当千代田区議会では、会派のみへの交付となっております。

前回の議題に関する情報提供は、以上でございます。

もう一点、申しわけございません、前回の議題の補足をしたいと思います。

お手元、政令指定都市のほか、人口20万人を擁する48の中核市ですね、平成28年10月現在の、これは地方行財政調査会の調査では、議員一人当たりの政務活動費月額に

については、金沢市の16万円が最高で、越谷市の4万円が最低とのことでした。平均すると、約9万円強の月額であり、23区平均を下回っている状況でございます。

前回のご質問の内容とは別に補足させていただきました。以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

じゃあ、引き続いて、論点整理についてお願いします。

○依田次長 はい。引き続き、議題の(1)番、論点整理について、口頭ではございますがご報告させていただきます。

これまでの審査会で出た、委員皆様方の意見などをまとめさせていただきました。現時点でのものがございます。

まず、人件費について、でございます。人件費の使途基準に、一時的なサポート用の雇用と限定されているが、雇用は困難ではないのかといった意見がございました。

一方、経常的に雇用するには、1会派では15万円の範囲内では難しいのではないのかといったご意見がございました。

次に、会議費でございます。飲食を伴う会費5,000円の妥当性はあるのか。それ以上かかった場合でも理由があれば可とする定めも妥当性はどうなのかといったご意見がございました。

コーヒーなど茶菓代は、ポケットマネーが妥当ではないのかといったご意見がありました。

研修と懇談がセットの場合、按分して、懇談部分は差し引いて計上すべきではないのかといったご意見がございました。

会議費と視察・研修費の定義が明確になっていないのではないのかといったご意見がございました。

飲食には、支出不可といった自治体が増加しているが、認めている場合も条件等は各種いろいろなケースがあるといったご意見がございました。

次に、通信費でございます。携帯電話料等については、申し合わせでは、7割を上限としているが、実態は5割で計上しているといったご指摘がございました。

郵券など換金性のあるものは、「季下に冠を正さず」料金別納を活用するなど、郵送の確認が取れるようにすべきであるといった意見がございました。

次に、交通費でございます。乗降など利用履歴を残す方を工夫すべきである。また、公務員の旅費規定を参考にするとよいのではないのかといったご意見がございました。

その他、「政務活動費の交付額(月額一議員150,000円)の妥当性について検討が必要」である、といったご意見がございました。

また、現在係争中の裁判の動向を見据え、見きわめるべきであるといった意見がございました。

また、人件費、通信費、備品費、レンタル・リース費など按分比が必要ではないのかといったご意見がございました。

最後に、10万円以上の備品は管理規定があるが、その他高額なものの管理規定がないようだというご指摘がございました。

大体、今まで出た委員さんの意見については、以上でございます。

報告は以上です。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

これまで、皆様方からいただいたご意見等、項目ごとに少しまとめていただいております。これ、まだまだいろんなご意見と申しますか出るかと思えますけれども、現時点での集約でございますけれども、この人件費のところですけども、千代田区は、日常的な雇用については、これを禁止するというに現在なっているわけですけども、この辺のところはどうでしょうか、皆さんのほうで何かご意見ございますか。

○廣瀬副会長 これに関連する質問なのですが、例えば会派の控室などで、その会派活動を支えるためにスタッフを雇用するという場合に、会派控室内で執務をするということは可能な環境というふうに理解してよろしいですか。

○依田次長 会派の規模によって、控室スペースに若干差があるんですが、可能ではないかというふうに考えます。

○廣瀬副会長 恐らく、この人件費で特に常用雇用の場合に、一つは、雇用しているということになっているけれども、勤務の管理ですとか勤怠の管理等が、どれぐらい、こう、例えば個々の議員の方の個人事務所とかということになると、その透明性が多分問われるということになるでしょうし、もう一つは、それとも関連してきて、例えばご家族であるとか親族であるとかいう場合には、勤務の実態があるのかという議論が、ほかの自治体などではよく出てくるので、そのあたりの課題はクリアにする、一定の条件は要るんだろうなと思いますが、他方で、会派控室と公共の——公共のというか、区政に関する業務を行うべきスペースで、その業務に従事をしていらっしゃるということがクリアできれば、やはり議員が議員のみで活動せよというよりは、議員はサポートスタッフもうまく活用しながら議員としての活動を強化するというのは重要なポイントだと思いますので、そういう使い方はできるように道を開くべきではないかなと私は思います。

○民谷会長 まあ、少なくとも、今の現状で会派の控室等で執務をすることはできるということですよ。確かに、現実にそういうことが取り入れられた場合に、今度はどういう形でその具体的な条件というんですかね、設定していくかとか、そういうことが、ちょっと、これは工夫が必要になると思うんですよ。

○民谷会長 ほかに何かございますか。

○本多委員 今、現状は、政調会事務局とか、そういうものはないんですかね、各会派に。

○依田次長 あ、そういった全体のものは、ない状況です。

○民谷会長 これは全くないんですか。

○依田次長 はい。ないです。

○民谷会長 ああ、そうですか。そうすると、現在は、千代田区の場合は、もう、議員さんだけでやっておられるということになりますね。

○依田次長 あ、会派。会派で……

○民谷会長 会派の中だけでね。

○依田次長 はい。雇用するといった形です。

○本多委員 まあ、政務活動費の議論は、いつも、ここを支出していいのかどうなのかという議論に執着している部分がちょっと多いかなというふうな感想は持っているんですけども、逆に、こういうふうに使えないんじゃないかなという議論もあっていいと思ってい

て、その中で、人件費も使っていないんじゃないのと。こういうところをサポートしてくれれば、もっと積極的な政務活動もできるんだからという部分で、人件費も一定割合認めていいんじゃないかなというふうに僕は思うんですが。

○民谷会長 うん。

○本多委員 ただ、人件費というと、人になってくるので、その人が本当に政務活動だけに専念しているのかどうなのかという、その根本的な問題があるわけですよ。特に、選挙活動なんかも控えているので、そのときに手伝ったから、じゃあどうやってしまうのかと。普通そこはカットしなきゃいけないということになるけれど、本当にそこが確認できるのかとかですね。だから、ちょっと、本質的には、人件費も政務活動で認められるべきだとは思いますが、どういうふうに、今、議論になっている、不正に使ってはいないのかというチェック、あるいはそのアロケをかけていくかというのが問題なのかなというふうには思いますね。

○民谷会長 まさに、今、本多委員のお話のように、仮に日常的に雇用ができると。それも対象にするということになると、按分の問題がやっぱりどうしても、これ、出てくるのかなというふうに思うんですね。普通に考えると、政務活動だけに従事をするという切り分けが非常に難しいと思うんですね。常識的に考えてもですね。そうすると、それを、やっぱり具体的に按分を入れざるを得ないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺は皆さんどうでしょうかね。そういう方向で考えるということ、よろしいんでしょうかね。

会議費なんですけれども、会議費のところは、最初にありましたように、いわゆる会費5,000円という問題がありますね。それで、今の判決でも5,000円以内については認められているわけですけども、しかしまた一方で、各地の政務活動費では、なかなかその辺は厳しい話も出てきているわけですね。ですから、その辺をどう考えるかがやっぱり非常に大事なポイントだと思うんですけどね。これも全部、まだ会派ヒアリングも終わっていないので、まだそこについては意見が出尽くしていない点もありますけれども。この辺はあれですかね、皆さんの中で何か方向性というか。

○竹内委員 先生方には、例えば各町会の新年会だとか忘年会、それから総会などに必ず来てもらう町会があるわけですよ。で、多分その会費というのが1万円ぐらいだと思うんです。それを持ってきてもらって、町会との親睦を図っていると、そういう話を聞いておるんですけども。ただ、この15万のうち5万円だけ政務活動費ということになりました——あ、まだなっていないんですね。（発言する者あり）決定じゃないんですね。

○依田次長 なっていないです。はい。

○竹内委員 で、10万を給与に上げるということになっているみたいですけども……

○依田次長 まだ。それは、

○大矢局長 それは、区長への答申です……

○竹内委員 まだ決定じゃないんですね。

○依田次長 区長部局のほうですね。

○竹内委員 はい。

○大矢局長 今のは、ここと別に、区長の諮問機関の報酬審議会が出した中身の話ですの  
で……

○民谷会長 そうですね。

○大矢局長 基本的には、政務活動費については、そちらの審議会ではなく、こちらの、議長の諮問機関である審査会で出たものに基づいて行われていくというふうに考えています。ですので、そのお話は、ちょっと、また別の。

○竹内委員 はい。すみません。

○民谷会長 ですから、恐らく、今、竹内委員のおっしゃったようなお考えの方向にはならないんだろうと思うんですよね。

○竹内委員 うん。ですから、当初、各新年会、いろんな会合に出るときには必ず1万円ぐらい持っていくんであって、この15万というのが正しいか正しくないかはちょっとわかりませんが、結構使うということは確かだと思いますね。

○民谷会長 ああ。

○竹内委員 で、この茶菓代なんですけれども、これはこのポケットマネーでいいんじゃないかなと、私は個人的には思うんですよね。要するに、年間所得が、先生方は多分1,000万を超えていると思うんですよ。そんなことも含めて、このコーヒー代、1回何百円か知りませんが、まあいいのではなかろうかなと、そんな気がしますね。

○民谷会長 うん。

まあ、今、現実にそういうところにいらっしゃる竹内委員のお話でしたから、私どもも十分それはお聞きをしないとイケないわけで。

○竹内委員 ああ、そうですか。

○民谷会長 ありがとうございます。これはまだ、少し会派のヒアリングを全部終わってから、また議論する部分もあると思います。

あと、この郵券の問題とか鉄道の回数券の問題、あるいはタクシーの使用の取り扱いなどについても、先ほど少し論点整理の中でお話がありましたけれども、どうですか、皆さん。

郵券は、少し皆さんのお話の中では、少なくとも、まあ多額なのというんですかね、そういう論点については、やっぱりおかしいんじゃないかという方向だと思うんですよね。ですから、そういう手当がある以上、そういう制度的な取り扱いでやっていただいて。まあ、日常的に使用するような郵券は、それはもう、もちろんしょうがないと思いますけれども、金額の高額の郵券については、やっぱり考えるべきじゃないかと思いますよね。

あとは、タクシーなんかについても、少しいろいろご意見が出ましたけれども、これも実際にどうするか、なかなか難しいところではあるんですけどね。今、随分いろいろ工夫していただいて、やっているようですけどね。さらにそれをもう少しうまくできる方法があるかどうかですね、実際的に。こういうことに使ったとか、そういうことは今記録していただいているわけですよ。

○依田次長 はい、そのとおりです。

○本多委員 どこまで記録を求めるかということなんですよ。

○民谷会長 ですよ。

○本多委員 この間もちょっと拝見しましたが、何か、何でしたっけ、スケジュールのおくれがあるためとか、そういうのが、こう、羅列されていましたが、じゃあ具体的にどんなおくれがあったんだということまで求めるのかですよ。

○民谷会長 うん。

○本多委員 それを何か言い出すのは、やっぱり本当におくれたのというような、やっぱり疑問が多少あるからなんでしょうね。そこは、どこまで信頼するかですかね。その事案が、過度にタクシーを使われているというのであれば、本当にいつもそんなスケジュールのおくれが頻繁に起こるのかということになりますし、ある一定であれば、それは、もうスケジュールがおくれたんだから電車じゃ間に合わないという話も当然あると思うんですね。そのあたり、どこまで記述を求めるか。タクシーは一切だめだとなれば、それで、それだったら自腹を切るという場面がどこかで出てきちゃう可能性もあると思うんですね。そこまで徹底はできないと思うんですけどね。

○民谷会長 そうですね。具体的にはなかなか難しいんですけどね。

○本多委員 そうですよ。

○民谷会長 何かもう少しいい方法が考えられるかどうかですね。その辺も議論すべき余地はあるということですかね。

○廣瀬副会長 大体、基本的に区内で……

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 いろいろと、こう、異なる場所で活動をされる場合の移動ということだと思っんですけども。とすると、もう、一つはもう割り切りで、1乗車当たりの上限これぐらいまでは、そう細かく用途を、あるいは使わねばならなかった理由というのを求める必要があるの难道うかとも思いますね。で、最近ですけれども、短距離はより安く乗れるような工夫もされている公共交通機関ですから、ちょっとそれは——確かに電車でならば百何十円で行けるはずのところという区民感情というものもあるとは思いますが、私は、まあ、区内の短距離のタクシー移動というのは、基本的には許容範囲ではないのかなという気はするんですけどもね。

○大矢局長 基本的にタクシーが禁止されていないですから、やむを得なければ当然タクシーを使うというのがありますし、それから、今言ったように、例えば出張所なんかでいろんな会合があったときに、町会が、新年会が重なっているときに、例えば駿河台から飯田橋、飯田橋から竹橋みたいな、その同じ時間に一齐に出なきゃならないときに、顔を出して、すぐに次へ行って、次へ行ってといった場合に、多分そこから最寄りの駅に行って、で、また駅に行って、その会場に行くとなると、区内でもタクシーを使えば5分で行けるところが、徒歩と電車だと30分以上かかるということがあるから、そういう意味では、区内で、こう短い短期間で一齐に回るみたいなときには、使わざるを得ないようなときは、生じることって、ありますね。

○民谷会長 ですから、皆さん、使用しなければならないことがあるということについては、多分ご異論はないんだろうと思うんですよ。ただ、もう少し何かやり方があるかどうか、そういう意味のご議論だと思うんですけどね。

○竹内委員 先生方は多分、もう時間も目いっぱい動いているもんですから、やはりタクシーを利用する確率は高いと思うんですよ。ですから、私はある程度は認めてもいいと思うんですけども。

余談になりますけども、410円ですよ、今、初乗りが。

○民谷会長 ああ。

○竹内委員 割と、本当に近いところはいいんですけども、ちょっとオーバーしますと、割高になりますね。

○民谷会長 うーん。

○大矢局長 410円って、微妙ですよ。地下鉄とJRを乗り継いだら、もう何か、この410円という金額になると、大して変わらなくなってきちゃうような気に……

○民谷会長 近いところはね。

○大矢局長 ええ。

○民谷会長 近いところはいいかもしれませんよね、確かに。あれは、23区とか武蔵野・三鷹ですから、私のような田舎に住んでいる者にとっては、そんな実感はないですけど。

確かに、少しああいうやり方が入ってきたので、というような部分はあるかもしれませんがね。それこそ鉄道を、今お話があったように乗り継いでいけば、大して変わらないじゃないかということも出てきますよね。まあ、これはまた、少し何かいい方法、手段があるかどうか議論をしていきたいと思いますが、ほかに何かございますか。今、先ほど論点整理の中でいろいろあって、それについてもいろいろお話をいただいたところなんですけれども。

○大矢局長 比率というのは、ある一定を決めた場合には、その大きい、小さいにかかわらずなんですかね、少しちょっとわからないのは、例えば10人ぐらいの大きなところで雇う場合と、2人ぐらいの会派で雇うときと、その比率が、何ていうんですかね、まあ、比率なんて、それはもう同じなのかもしれないんだけど、雇う側からすると、2人で雇うのと10人で雇うのと、かなり、雇いやすいとか厳しいとかいうのもあるけれど、その辺の比率というのは、一度決めたら、そういう人数は関係ないというふうに考えたほうがいいんですかね。

○民谷会長 逆に言うと、会派が多いところと少ないところと変える理由というんですかね……

○大矢局長 そうですね。そこが難しいですね。

○民谷会長 それはなかなか難しいような気もするんですけどね。確かに、実態としては、大きいところ、会派の人数の多いところだとやりやすいというのは、きっとあるんでしょうね。ですから、会派の少ないところは、やっぱりなかなか大変だというのはあると思いますが、それを、じゃあどう反映させるかということになると、なかなか技術的にも難しいような気はしますけどね。そういう点からのご意見とか考え方とかは、また、これ、議論を整理する段階でやっていきたいと思いますがね。私はなかなか難しい——それを分けるということになると、なかなか難しいのかなというふうに思いますけどね。

○本多委員 按分比率は大体決まっちゃうと思うんですね。ただ、それじゃなくって、合理的な理由で説明がつくというんなら……

○民谷会長 そうですね、そうですね。

○本多委員 変えればいいという感じに、どうしたって、なるんじゃないでしょうかね。定型的に比率が分かれるのがわかれば、違った比率を設定してもいいと思うんですけども、なかなか難しければ、一つの比率を設定しておいて、そうでないというのであれば、合理的な理由を説明して、その比率に変えるという話に大体何かしているんじゃないでし

ようかね。

○民谷会長 だから、日常的な雇用のあるところで、まあ按分ですと。ところが、それこそ単発に政務調査に限って、こういう雇用実態があったということになると、それはもう、按分とかそういう問題ではないわけですから。そういう個別の場合、ケースに応じてどちらを使うかというのは出てくると思いますよね。いかがでしょう。

なかなか、この論点整理に出たことを、今度もう少し具体的に議論するというのも、次の段階だと思えますけども、今もお話しいただいたように、いろいろ、やっぱり整理すべき部分もあると思えますよね。またお考えいただいて、次回とか、あるいは相互にちょっとご意見いただいても結構ですし、よろしくお願ひしたいと思えます。

○廣瀬副会長 ちょっと、その先のほうに戻っちゃうんですが、会議費のところでは茶菓代の件なんですけども、確かに支払いの負担のことであるとか、政務活動費の金額や、あるいは報酬の金額との対比の中で、例えば数百円の茶菓代というのが、余り、こう、何だろう、公費で負担する必然性はないんじゃないかという考え方もあると思う一方で、我々公的な研究資金などをいただいた場合に、当然、飲食費には一切使いませんが、会合や、例えば会議に出す茶菓とか、あるいは会議室を借りるよりは、数名の打ち合わせであれば喫茶店のようなところに入って、コーヒー代は支出するけれども、それは会議費で支出をしてよろしくて、いわば場所を借りる金額のかわりに、まあ喫茶店だから飲食費ということにはなるんだけど、主目的は一定の空間の中で打ち合わせができる場所を一定時間確保するというための経費と考えれば、支出できるんですね。そういう点も一つの参考になるのかなというふうに思うところなんです。

○大矢局長 今、役所の場合でも、飲食を出すというのは結構限られていますけど、このお茶も含めて、割と茶菓とか、本当に、というのは割と会議費としては、一般的にどこの会議でも、役所の公費としても、茶菓代として、こういうものを、お茶程度、茶菓程度というのは、一般的に認められているというか。逆に言えば、さっき竹内さんがその程度だからポケットマネーで出せばいいじゃないかということもあったんですけど、一般的などころとしては、こういうものは一般的には、まあ必要経費みたいなものでいいんじゃないかという、役所の中では認められているというのが現状ではあります。

○民谷会長 うん。

○竹内委員 ただ、1対1の場合ですよね。それからあと、複数の話し合いのときは、やはりそれはある程度はいいかもしれませんね。1対1の場合は、ちょっと考えますけどね。

○民谷会長 うん。まあ、それは、ケース、ケースですけど、こういう場合は認めようとかね。

○竹内委員 はい。

○民谷会長 そういう話になると思いますがね。

○大矢局長 議員さんなんかでもよく聞くのは、相談事なんかで、あるときも、喫茶店なんかでちょっと話を聞くのは結構多いと聞いています。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

この論点整理は、さらにまた、いろいろ、皆さんからいただいたことも含めて、少し具体的にというんですかね、整理をしていかなきゃいけないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。



それで、きょうもこの（２）番にありますように、各会派の意見聴取ということで予定をしております。それで、この後、会派のほうからご意見を、忌憚のないご意見をお伺いすることにしておりますので、ほかになれば、この会派の意見聴取について進めたいと思いますけど、よろしいでしょうかね。

それで、今回も、個別会派からの意見の聴取については、個人情報等に触れる事柄も出てまいりますので、議会政務活動費交付額等審査会に関する規定の第6条第3項ただし書きで、非公開とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 次回の日程ですけれども、次回日程については、4月の中旬ごろ。

○依田次長 中旬ごろまでに……

○民谷会長 はい。それで、事務局のほうから、それぞれ調整させていただきますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、審査会、一旦閉じたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午前10時07分閉会